

## 【2】要配慮者の災害対策について

年初の能登の震災を受けて、今議会でも災害対策に関する補正予算等が生まれ、対策が図られているところですが、この震災で、深刻さが浮き彫りとなったのが、高齢者、障害児・者、子ども、女性といった避難の際に配慮が必要な人への対策です。県では昨年「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を改定していますが、能登の震災を受けて、改めて対策を強化する必要性を感じます。

発災時、一次避難所での配慮はもちろんですが、そこでの過ごしが難しい配慮が必要な人たちに向けて、福祉避難所の役割は非常に大きいと言えます。能登の震災でも福祉避難所の課題が浮き彫りになったところであり、本県でも様々な状況に対応できる想定が必要です。福祉避難所の指定等については、市町村が行うものと承知していますが、特に個別の特性が様々な障害児・者の福祉避難所は不足していることが明らかです。その理由のひとつには、必要とされる個別の障害特性に合わせた対応に限界があるという指摘がされています。

こうした声に応え、県も市町村及び避難所となる施設を支援していく必要があると考えます。

配慮の必要な人が避難生活を少しでもスムーズに過ごすには、日頃からの当事者、地域、支援者を含めた関係性の構築と課題の共有が重要と考えます。国の災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされています。個別避難計画の作成を通じ、個々の避難時の課題を把握し、当事者を取り巻く地域や関係各所との連携を図ることは非常に有効だと考えます。しかし、例えば高齢者の計画と、個別の特性が様々な障害児・者等の計画とでは違いが大きく、特に障害児・者の個別避難計画の作成は進んでいません。

また、大規模災害時には、市町村の枠を超えた連携が必須となり、県の役割が問われることとなります。福祉関係団体等と協働し、大規模災害時における要配慮者を支援するため、「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」及び「神奈川県災害派遣福祉チーム(通称「神奈川DWA T」)」が設置されていることと承知しています。しかし、実際に県内で発災した際、DWA T が果たすべき役割については、市町村の受け入れ体制をはじめ、連携には課題があります。

いつ起きるかわからない大規模災害に対しては、現状を踏まえ、スピード感を持って進めていく必要があると考え、以下知事に伺います。

- 福祉避難所の指定及び設置を行う市町村をどのように支援していくのか県の考えを伺います。

- 個別避難計画について、県内市町村の作成状況と、市町村の取り組みを後押しする県の役割と支援内容を伺います。
  
- DWAT 等、福祉の広域支援を想定し、どのように市町村と連携を進めていくのか伺います。

以上